

愛知県産業労働センター(仮称)整備・運営事業  
実施方針等における質問の回答の訂正及び補足説明について

平成17年11月16日  
産業労働総務課

平成17年10月3日に本事業の実施方針及び要求水準書(案)に関する質問の回答を公表しましたが、内容について下記のとおり一部訂正及び補足説明します。

記

1 実施方針の質問に対する回答の訂正について

No.	質問事項	回答(訂正前)	回答(訂正後)
64	資格要件を満たしていれば複数の企業にてJVを組み、SPCから委託を受けることは可能でしょうか。	本事業では、共同企業体の参加は認めません。	複数の構成員または協力が会社が、事業者決定後、共同企業体(JV)を結成して当該工事を施工することは可能とします。また、構成員または協力が会社以外の第三者(建築工事業の場合900点以上、電気工事業の場合880点以上、管工事業の場合870点以上)がJVに参加することについても妨げません。 この場合には、「第三者の商標と住所、その他甲が必要とする書類を県へ提出し、承諾を受けなければならない。」こととします。
72	「愛知県建設部において建築工事業の総合点数が1,200点以上であること」が資格要件で求められていますが、建設業務を複数の者が担当する場合、担当する企業の内いずれか1者が満たしていれば良いと理解してよろしいでしょうか。	建築業務については、担当する企業がすべて満たしていることとします。 ただし、設備工事を担当する企業の点数は1,000点以上とする予定です。詳細は、入札説明書等で示します。	さらに、構成員または協力が会社と第三者でJVを結成する場合、代表となる企業は構成員または協力が会社とし、当該代表となる企業のJVへの出資比率は、最大であることを要件とします。
73	建築業務を複数の企業で実施する場合の資格要件は、1社がa、b、c、d、eの要件をクリアしていればよろしいでしょうか。それとも担当する企業がすべてクリアする必要があるのでしょうか。	担当する企業がすべてクリアしてください。	なお、構成員または協力が会社については、資格要件(建築工事業1,200点以上、電気工事業1,000点以上、管工事業1,000点以上)を満たす必要があります。

注：建築工事業及び設備工事業の点数は、平成16年度及び17年度の愛知県建設部における入札参加資格の認定において、認定された経営事項評価点数をいいます。

## 2 余剰容積の活用について（関連質問 244）

「会議室又はそれに類するもの」とは、通常の会議に供する場に加え、ビジネス立ち上げや対日投資、県内投資を目的としたオフィスの活用、質・機能が通常とは異なる特別な会議室などを想定しています。

この場合、産業労働センターという公的な施設に相応しいものであることが前提です。（一般的な貸しオフィスは不可ですが、例えば、ビジネスの立ち上げのオフィスの提供はベンチャーなどの起業支援につながるなど、公的施設に相応しいものであり、長期貸付も可能と考えている。）利用料金は会議室料金を踏まえ、例えば、オフィスの利用であれば、別途合理的な料金設定の提案も可能です。

なお、各応募者が考える提案の妥当性について事前に確認したい場合は、随時、問い合わせを受け付けます。この場合、問い合わせ及び回答は書面をもって個別に行い、公表や他の目的への流用は行ないません。